

えうだ!!

商工会議所に 聞いてみよう

支援機関は数あれど
トータルサポートは商工会議所だけ!



相談は無料。会議所に未加入の方もお気軽にご利用下さい。



可児商工会議所 中小企業相談所

〒509-0214 岐阜県可児市広見1-5 可児市総合会館3F(可児市役所向かい)
TEL: 0574-61-0011 FAX: 0574-63-1856
<http://www.cci.kani.gifu.jp/>

**可見商工会議所は、
経営者の最も身近なパートナー。
経営には様々な課題がつきもの。
そんな時、まずはご相談下さい。**

会議所に
「未加入」の方も
お気軽にご利用
下さい

ご相談が多い課題の一部をご紹介します

- 経営を立て直したい。売上を伸ばしたい。借入金を見直したい。
- 無担保、無保証人、低利な公的融資制度を利用したい。
- 労働保険の事務代行、建設業一人親方労災に加入したい。
- 節税方法について知りたい。
- 専門家（中小企業診断士、税理士など）の無料派遣制度を利用したい。
- 記帳を学びたい。複式簿記で記帳したい。パソコンソフトで記帳したい。



経営相談

- 経営を立て直したい。売上を伸ばしたい。借入金を見直したい。
- 販路開拓、企業PRのために、自分でホームページを作りたい。
- 補助金、助成金について知りたい。
- 事業計画書を作成したい。
- 経営革新承認申請書を作成したい。

専門家派遣相談

※公的制度を活用するので無料です

弁護士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家が店舗や事業所に伺い相談に対応します。

記帳個別相談（個人事業者のみ）

※各事業所に個別で支援します

- 帳簿の付け方を知りたい。
- 税金のことをもっと知りたい。
- 節税方法について知りたい。
- 特典が多い青色申告にしたい。
- パソコンのソフトを使い記帳したい。
- 複式簿記による記帳で65万円の青色申告特別控除を受けたい。
- 記帳代行を頼みたい。
(規定による手数料が必要になります)

税務個別相談（個人事業者のみ）

※各事業所に個別で支援します

- 源泉税納付相談 7月1日～10日
- 年末調整相談 1月4日～20日
- 所得税（決算）・消費税の申告相談
2月16日～3月15日

創業相談

可見市の創業支援事業の中核となる創業支援相談の総合窓口（ワンストップ窓口）です。他の公的支援機関や市内金融機関と連携して、創業を考えている方、創業後間もない方の支援をします。創業して事業を続けて行くためには、しっかりとした「創業計画」が必要です。商工会議所でアドバイスを受けながら創業計画を作成し、より確実に創業を目指せます。専門家の個別相談や起業セミナーも実施しています。



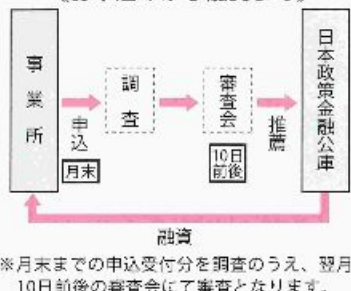
融資相談

- 日本政策金融公庫の「マル経融資」※会議所が公庫に推薦します。
無担保・無保証人・低金利（保証料、手数料不要）

《ご融資の条件》

融資限度額	2,000万円以内		
返済期間	運転資金 7年以内（内指回1年以内） 設備資金 10年以内（内指回2年以内）		
利率	年 1.11%（平成29年7月12日現在）		
担保・保証人	無担保・無保証人		
資金用途	<table border="1"> <tr> <td>【運転資金】 仕入資金 給与・諸経費の支払い など</td> <td>【設備資金】 店舗・工場改装 機械・設備 営業車購入など</td> </tr> </table>	【運転資金】 仕入資金 給与・諸経費の支払い など	【設備資金】 店舗・工場改装 機械・設備 営業車購入など
【運転資金】 仕入資金 給与・諸経費の支払い など	【設備資金】 店舗・工場改装 機械・設備 営業車購入など		

《お申込みから融資まで》



【ご利用いただける方】

- ◇規模… 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業〔宿泊業および娯楽業を除く〕の場合5人以下）の場合
 - ◇営業年数… 可見市で最近1年以上事業を営んでいる方
- 他にも若干の要件があります

- その他、岐阜県、県信用保証協会、可見市等の各種制度をご案内します。

事務処理の省力化等を支援します

- 会計ソフトによる記帳代行を行っています。 委託料 29,000円～

元帳の作成や科目の集計作業の手間を省きたい方などを対象に、仕訳を会計ソフトで処理して帳簿財務諸表を提供します。事業の状態が正しく把握でき、安定した経営に役立ちます。また、青色申告特別控除65万円が適用され節税できます。

決算、確定申告（消費税含む）までマンツーマンで支援します。

- 労働保険の事務委託を行っています。 委託料 3,500円～

国の認可を受けた「労働保険事務組合」なので、安心して事務委託いただけます。従業員の雇用に必要な労働保険（労災保険と雇用保険）の手続きを代行します。

事務委託のメリット

- ・ 役員、事業主、家族従事者も労災保険に特別加入できます。
- ・ 労働保険料の分割納付（年3回）ができるので負担が軽減できます。
- ・ 手続き代行による事務合理化で経費削減。

労働保険の成立手続きを行わないと…

事業主が「故意」又は「重大な過失」により、労働保険の成立手続きを行わない期間中に労働災害が生じ、労働者やその遺族に労災保険給付が行われた場合、事業主は次の(1)～(2)を支払わなければなりません。（費用徴収）

- (1) 最大2年間遡った「労働保険料」及び「追徴金(10%)」
- (2) 故意又は過失により、労災保険給付額の「40%」又は「100%」

※故意… 行政機関から労災保険加入手続の指導を受けたが未手続きである。

重大な過失… 行政機関の指導等は受けていないが、労災保険の適用事業となってから1年を経過しても未手続きである。

- 建設業一人親方組合に加入できます。 委託料 6,000円～

労働者を使用していない役員・事業主・家族従事者も加入できる建設業の「労災保険特別加入（一人親方等）」を取り扱っています。

加入資格は、①「可見市内で建設業を営む」②「可見市内の請負建設業に携わる」のいずれかに該当する方です。万一の労災事故に備えてご検討下さい。

商工会議所の会員になるメリットは？

記帳代行・労働保険事務委託の手数料、一人親方組合の組合費が安くなります。
※ 前述の手数料等は、会員価格になります。

団体割引により「約20～60%」割安な保険料で加入できます。
(ご連絡いただければ、パンフレットをお届けします)

*中小企業PL保険制度（生産物賠償責任保険）

製造又は販売した製品が原因で事故が発生した場合の損害賠償保険制度です。

*個人情報漏えい賠償責任保険制度

個人情報漏えい事故に係る損害賠償、訴訟費用などを補償する保険制度です。

*業務災害補償プラン（労災リスクの備え）

業務上の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院・損害賠償責任などに備える保険制度です

*休業補償プラン

事業主、役員及び従業員が病気やケガなどで就業できなくなった場合の所得の一部が補償される保険制度です。

その他（下記以外にも多数あります）

- *会報誌の配布（毎月）
- *会議所ホームページによる情報発信
- *会員優待サービス（優待施設割引券の発行等）
- *親睦ゴルフ大会参加
- *健康診断受診
- *会員事業所優良従業員表彰
- *弁護士による無料相談
- *異業種交流会への参加
- *ビジネス交流会への参加（県内会議所等）
- *展示会（メッセナゴヤ）への出展補助
- *産業フェアin可児への出展
- *青年部、女性会への加入

会員入会のご案内

可児商工会議所は、地域経済の発展、皆様の事業繁栄のために活動しています。ぜひ、会議所の活動にご協力賜りますとともに、会員サービスをご活用いただいて、ビジネスの発展につなげてください。

- 会議所への加入をご検討の方、又は、加入されなくても、会議所の活動にご関心のある方は、お気軽にご連絡下さい。
ご連絡を頂きましたら、職員がお伺いいたします。
- 年会費 個人 7,000円
法人 10,000円～ 資本金と従業員数で異なります
※資本金500万円以下、従業員数5人以下では10,000円となります
- 加入金 10,000円（加入時のみ） 再加入の場合は不要です